

プロジェクト 収益認識

項目 第 107 回収益認識専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 107 回収益認識専門委員会（2020 年 3 月 18 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

収益認識会計基準の文案**（第 80-5 項(3)について）**

2. 第80-5項(3)の項目名（契約資産及び契約負債の残高等並びに残存履行義務に配分した取引価格に関する情報）については、従前の項目名（当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報）の方が、より概括的に概念を捉えられ、また第80-20項以降に詳細を記載することにより内容が理解できたと考えられる。また、今回の項目名のように具体的な注記事項を書くことで、第80-5項(2)（収益を理解するための基礎となる情報）との間の建て付けが不整合となることや、用語が難解であるため理解が難しくなることが考えられるため、従前の記載のままでも良いのではないかと考えられる。
3. 従前の項目名の方が良いと考える。今回のように具体的に注記事項を記載すると、開示目的に照らして判断することとは別に、必ず記載しなければならないといった誤解が生じる可能性もあるので、従前の項目名の方が開示目的に照らしてという考え方と合致しており、良いのではないかと考えられる。
4. 従前の項目名の方が良いと考える。たしかに今回の項目名の方が具体的ではあるが、従前の記載の方が、たとえ抽象的であったとしても、広く情報を規定していると考えられるので、適切ではないかと考えられる。
5. 第 80-5(2)との平仄という観点からすると、従前の項目名の方が良いと考えられる。

（第 80-7 項について）

6. 第 80-7 項について、前回の文案では「第 80-4 項の開示目的に照らして、企業の収益及びキャッシュ・フローを理解するために適切であると考えられる方法で注記を記載する」といった記載が存在したが、当該内容は自明であるため、記載を削除したという理解で良いか、確認したい。

(第 80-8 項について)

7. 第 80-8 項の記載（第 80-3 項に従って重要な会計方針として注記している内容は、収益認識に関する注記として記載しないことができる）について、重要な会計方針として注記するとされている第 80-2 項の項目と同様の内容が、収益認識に関する注記の対象となるため、「第 80-2 及び第 80-3 項に従って」とした方が良いのではないかと考えられる。

(第 80-25 項から第 80-27 項の上の見出しについて)

8. 第 80-25 項から第 80-27 項の上の見出し（連結財務諸表を作成している場合の個別財務諸表における表示及び注記）について、これまでの議論及び経緯を踏まえると特段違和感はないものの、目次上は、収益認識に関する注記の中に表示に係る見出しが設けられている建て付けとなってしまうため、少し違和感を持つ利用者もいるのではないかと考えられる。

(第 119-2 項について)

9. 第 119-2 項の記載（IFRS 第 15 号又は Topic 606 において同じ用語が用いられているため、訳語が整合するように修正したものである）について、収益認識会計基準が国際的な会計基準の日本語訳であると読まれてしまう可能性もあるため、少し表現を見直した方が良いのではないかと考えられる。

(第 150-3 項について)

10. 第 150-3 項の後ろから 2 つ目のパラグラフについて、2019 年公開草案で提案した内容を並列列挙している一文が長くなっているため、二文に分けるなどの対応をした方が良いのではないかと考えられる。

(第 168 項について)

11. 第 168 項の前段の「開示目的に照らして重要性に乏しいと認められるか否かの判断は、定量的な要因と定性的な要因の両方を考慮する必要があるため」という記載について、この表現が初出であるならば、「考慮する必要がある。」と一度文章を切り、そのうえで、後段の「定量的な要因のみで判断した場合に重要性がないとは言えない場合であっても、開示目的に照らして重要性に乏しいと判断される場合もあると考えられる」という記載を続けた方が良いのではないかと考えられる。
12. 第 168 項の記載（定量的な要因のみで判断した場合に重要性がないとは言えない場合であっても、開示目的に照らして重要性に乏しいと判断される場合もある

ると考えられる)について、本会計基準特有の考え方として示したものであるならば、第168項の冒頭に「本会計基準の適用に際しては」といった記載を入れるとより趣旨が伝わるのではないかと考えられる。

(第194項について)

13. 第194項の記載(残存履行義務の注記においては、実務において、企業の事業及び契約内容によりさまざまな記載がなされており、これらを踏まえると、残存履行義務の注記は、財務諸表利用者に過度の負担を求めるものではないと考えられる)について、様々な記載が見られることと実務におけるコストの多寡は直接的に結びつかないように考えられる。実際の開示が簡素なものであったとしても、実務として作成の過程は基本的に変わらず、データ収集や監査対応等は生じ、最後に開示の判断を行っているので、様々な記載のパターンがあることを理由に、過度の負担がないとはいえないのではないかと考えられる。
14. 現行の文案では、国際的な会計基準を適用している企業の開示において、便法の活用及び開示目的に照らして各企業が開示項目を判断している実態が見られることを踏まえて、我が国でも同様の対応をしていくという趣旨が伝わりにくくなっているので、もう少し書き加えることでより趣旨が伝わりやすくなるのではないかと考えられる。

収益認識適用指針の文案

(設例12-1について)

15. 事務局の修正案に賛成する。
16. 事務局の修正案について、設例において仕訳を示す方が親切であると考えられるものの、仕訳を示すことにより議論が生じ得ることや、この設例の趣旨は、IFRS第15号の設例と同様に、認識する収益の金額を示すことを踏まえると、今回の修正案で良いのではないかと考えられる。

四半期財務諸表に関する会計基準の文案

(第19項(7-2)について)

17. 第19項(7-2)について、修正案に賛成する。「セグメント情報等に関する事項に含めて」との記載に修正されたことにより、趣旨がより明瞭になったのではない

かと考えられる。

金融商品の時価等の開示に関する適用指針の文案

(第4項(1)について)

18. 第4項(1)について、「契約資産を顧客との契約から生じた債権等他の金融資産と区分して表示していない場合、」や「契約資産等を除く他の金融資産について、」といった記載により切り分けが明確になったと考えられるので、事務局の修正案に同意する。

公表にあたって

(企業会計基準第24号改正に伴う本会計基準等の修正に係る記載の仕方について)

19. 公表にあたっての冒頭の記載について、企業会計基準第24号の改正に伴う変更もあわせて行っている旨の記載がなされているが、企業会計基準第24号の名称が変更されていることに対する対応が主であるならば、誤解を与えないために、その旨を記載した方が良いのではないかと考えられる。

(適用範囲の見直しに係る記載の仕方について)

20. 適用範囲の見直しを行ったものに係る記載について、仮想通貨に関連する取引を本会計基準等の範囲から除外した理由をもう少し理解できるように記載の修正が必要ではないかと考えられる。

(設例の修正に係る記載の仕方について)

21. 設例及び開示例に係る記載について、設例12及び設例13を修正した旨の記載を入れた方が良いのではないかと考えられる。

(別紙2) 改正会計基準の注記の定めと各財務諸表との関係 (について)

22. 別紙2の(1)収益の分解情報について、セグメント情報が収益の分解情報として十分ならば収益の分解情報を注記する必要がない旨を注書きとして入れた方が良いのではないかと考えられる。

コメント対応案

(コメント 31 について)

23. コメント 31)に対する回答欄について、「本公開草案の提案を変更しない」と記載されているが、コメントの趣旨を踏まえて会計基準第 80-3 項の記載を修正しているのではないかと考えられるので、「会計基準の記載を修正している」といった回答になるのではないか。

その他

24. IFRS 第 15 号の開発過程において当初採用しようとしていた支配モデルは、工事進行基準の考え方を容認したことに伴い、リスク・経済価値アプローチ、つまり伝統的な実現モデルに変質していった経緯がある。その結果、収益認識する時期について現場で判断せざるを得なくなっているのが実態であると考えられる。

以 上